

「ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例」(案)等についての意見募集結果

番号	意見		意見に対する町の考え方
	内容	理由・根拠	
1	<p>【9条】 汚水の流出を抑制し、自然環境を保護することを目的とするための条例の一部改正に賛成する。</p> <p>ただし、1日について排出お水量が50立方メートルを超えた場合、「必要と認めたもの」について明確なガイドライン及び基準を示していただきたい。</p>	<p>必要と認める明確な基準がないと事業計画の根幹に大いに影響するため。</p>	<p>要綱または規則での設定を検討いたします。</p>
2	<p>【9条】 職業柄ニセコ町に土地を所有する外国人から、開発や建築の相談を受ける機会が多くあります。今回の条例改正の目的や内容を外国人向けに周知していただきたい。例えば町が発行している『準都市計画に関するパンフレット英語版』の中の【ニセコ町における各種規制】に今回の改正内容を追加していただくなどの方法をご検討いただきたい。</p>	<p>ニセコ町の河川環境保護についての基本方針をより良く外国人に理解してもらうため。</p>	<p>現在、ニセコ町での開発事業に関して、開発業者向けのルールを掲載した「ニセコ町 開発行為に必要な概要資料集」に掲載させていただく予定です。</p>

3	<p>【9条】 水質汚濁防止を目的として全国の湖沼や景勝地で使用が義務化あるいは推奨されている高度処理型合併処理浄化槽(処理後BOD値5～10mg/L程度・窒素及びリン除去)を使用した場合、特例として50トンを超える放流を認めることを検討していただきたい。</p>	<p>全国的に河川環境保護の観点からは、高度処理型合併処理浄化槽経由の放流は環境への影響が軽微であると認知されているため。</p>	<p>町としても高度処理していただけることに関しては、推奨しているところで、実際に設置している箇所もあります。ただ、ニセコ町の普通河川は大小さまざまな河川があるので、大雨のときに50トンの汚水が流れることで、河川沿線に被害が生じなければ、認めることも検討いたします。</p>
4	<p>【9条】 上記の高度処理型合併処理浄化槽による処理水は、簡単な追加処理をするだけでトイレの洗浄水などに再利用できる。これにより河川放流量を縮減できるだけでなく、井水利用の場合は地下水の保護にもつながる。特に大規模な開発・建築計画においてはニセコ町としても中水利用を推奨・誘導していただきたい。</p>	<p>河川放流の縮減と地下水資源保護には密接な関係があるため。</p>	<p>中水を利用することはとても良いことだと思います。ただ、ニセコ町河川普通管理条例については、河川法に準拠した条例で、河川への放流を制限することを目的としておりますので、中水利用を推奨する条例ではありません。</p>
5	<p>【9条】 浸透処理は処理量(宿泊客)の多い冬期に浸透量が減少する等、必ずしも計画通りに処理できない不安定な事象が見受けられる。特に大規模</p>	<p>大規模計画での浸透処理による自然環境への負荷や土壌汚染の危険性を低減するため。</p>	<p>浸透処理するにしても、河川への放流についても、自然環境への負荷はどちらも大きいと思われます。浸透処理できるか出来ないかは、開発事業区域の土質状況により判断するのと、汚水</p>

	<p>な浸透処理は、土壌汚染などの自然環境への負荷が大きいと考えられるため、高度処理型合併処理浄化槽による処理を推奨・誘導していただきたい。</p>		<p>全部を浸透処理と考えるのではなく、余剰汚水を、調整池を介して放流する等の技術的な対応は可能だと考えられます。高度処理についても推奨はしていますが、河川放流については、前述した通り、状況によって対応いたします。</p>
6	<p>【9条】 ホテル・旅館などで、温泉浴槽の清掃時に発生する温泉排水は、性質上浄化槽での処理が不可能であり、現状は河川放流が認められている。今回の条例改正後でも放流量が50トンを超えなければ、この扱いは変わらないと考えてよいか？当件についてできれば、明文化をしていただきたい。</p>	<p>温泉の浴槽洗浄＋お湯替えにともなう排水について、現状では河川放流が多く、それ以外の処理方法によることが困難な施設が少なくないため。</p>	<p>汚水の水質については、水質汚濁防止法に因るもので、ニセコ町河川普通管理条例は、あくまでも汚水量を規制するものであります。したがって50トンを超えなければ問題はございません。明文化したものが今回改正した条例となりますので、ご理解ください。</p>
7	<p>【9条】 イトウの保護について大きな影響がある河川での建築計画をおこなっている。関係者の方々から今までの保護活動の歴史やイトウの希少性をお聞きするなかで、排水の水質基準についての認識を新たにしました。今回の条例改正を機に、イトウ</p>	<p>生息河川沿いで初めて事業を行う事業関係者に、イトウ保護の重要性をあらかじめ周知できるから。</p>	<p>ニセコ町で管理する普通河川のほとんどが、イトウが生息する尻別川の支流となるのでほとんどの河川が対象となります。そして、排水基準については、上位法である河川法に準拠しているため、イトウの保護だけでの条例改正はできませんので、どうかご理解ください。</p>

	保護を目的とした対象河川や排水基準を明文化していただきたい。		
8	<p>【9条】</p> <p>現在において50トンを超える河川放流を行っている建築物は、今回の条例改正によりどのような影響を受けるか？また、すでに工事着手している建物で50トンを超える河川放流を予定している事例ではどうなるのか？以上についてもできれば明文化していただきたい。</p>	<p>遡及範囲を明確にすることで、事業者があらかじめ河川環境保全の視点から、将来計画を立案できるようにするため。</p>	<p>平成12年に北海道からニセコ町に普通河川が移管されており、50トンを超える流量の物件については、北海道から引継ぎ報告を受けておりません。今現在も、工事着手して50トンを超える汚水を、河川放流の予定している物件はありませんが、条例改正前の事業は対象としておりません。以上により、明文化についても行う予定はございませんが、どうかご理解ください。</p>